

分納入会金に係る承諾書

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

会長 坂 本 久 殿

私は、入会金分割納付規程に基づき入会金（20万円）の残額（10万円）を入会の翌年度及び翌々年度の6月末日までに5万円の均等額割で会費とともに納付します。

ただし、分納入会金を支払う期間中に、

- ①他の都道府県に移転する場合には、分割納付の期限の利益を失い、直ちに移転前に所属する地方本部に分納残額を納付します。
- ②退会する場合にも、分割納付の期限の利益を失い、直ちに分納残額を所属する地方本部に納付します。

年 月 日

会 社 名

代表者・氏名